

青森県後期高齢者医療広域連合の休日に関する条例

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合条例第一号)

(広域連合の休日)

第一条 次の各号に掲げる日は、広域連合の休日とし、広域連合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、広域連合の休日に広域連合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第二条 広域連合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則（議会及び執行機関の定める規則を含む。以下同じ。）で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが広域連合の休日に当たるときは、広域連合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。